

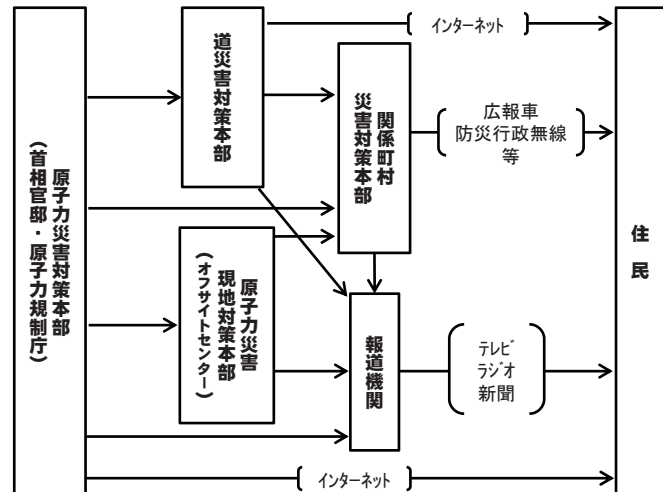
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

〔一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有〕

【情報発信のイメージ】



国、北海道及び関係町村による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地对策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、北海道及び関係町村の問合せ対応を支援。

北海道及び関係町村における対応

- 北海道及び関係町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求(北海道電力) |



4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ圏内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

21

北海道及び泊村、共和町における初動対応

- ▶ 北海道は、警戒事態が発生した段階で、北海道庁に警戒本部を設置し、要員約80名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- ▶ 泊村及び共和町は、警戒事態が発生した段階で、両役場に警戒本部を設置し、全職員（泊村約70名、共和町約100名）が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- ▶ 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、北海道、泊村及び共和町は、バス集合場所、小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- ▶ 泊村及び共和町は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

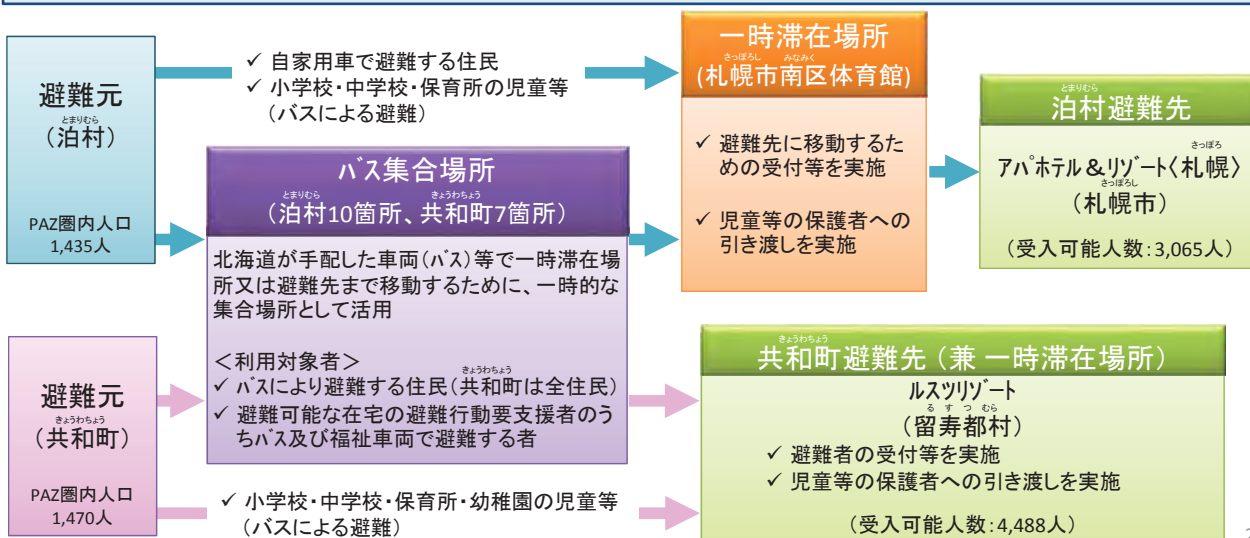


22

- ▶ 泊村は、有線放送(緊急告知放送)、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。共和町は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- ▶ 各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、泊村及び共和町と情報を共有。
- ▶ 消防団や住民自治組織(地域会・町内会)は、住民の避難等の状況を確認し、各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- ▶ 小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設への情報伝達は、泊村及び共和町から実施。



- ▶ 警戒事態が発生した場合、泊村及び共和町は住民広報、バス集合場所の開設を行い、北海道は北海道バス協会に住民避難用バスの準備要請を行う。また、北海道、泊村及び共和町は一時滞在場所の開設準備要請を行うとともに、泊村及び共和町は職員を一時滞在所に派遣する。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- ▶ 施設敷地緊急事態になった場合、泊村及び共和町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先及び一時滞在所へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。
- ▶ 全面緊急事態になった場合、泊村及び共和町は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は一時滞在所を経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民(共和町は全住民)は、バス集合場所に集合し、その後、一時滞在所を経由して避難先へ移動する。



PAZ圏内に係る学校・保育所・幼稚園の避難

- PAZ圏内に係る小中学校の児童等(4施設、約260人)及び保育所・幼稚園の幼児(2施設、約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに一時滞り場所又は避難先へ移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 全ての学校・保育所・幼稚園において個別避難計画を策定済。

泊村			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
泊小学校※1	89人	14人	103人
泊中学校	50人	15人	65人
とまり保育所	38人	8人	46人
合計	177人	37人	214人

共和町			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
北辰小学校	79人	11人	90人
共和中学校※2	39人	3人	42人
はまなす幼児センター	55人	18人	73人
合計	173人	32人	205人

避難準備

↓

児童等と教職員等が共に一時滞り場所に避難を開始

↓

一時滞り場所: 札幌市南区体育館
児童等は、一時滞り場所で保護者に引き渡し

警戒事態

↓

施設敷地緊急事態

↓

全面緊急事態

避難準備

↓

児童等と教職員等が共に避難先(兼一時滞り場所)に避難を開始

↓

避難先(兼一時滞り場所): ルスツリゾート
児童等は、避難先で保護者に引き渡し

※1: 泊小学校はUPZ圏内に所在するが、PAZ圏内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。
 ※2: 共和中学校はUPZ圏内に所在するが、全生徒(157人)のうち、PAZ圏内に自宅が所在する生徒(39人)及び生徒に同行する教職員等(3人)については、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ圏内に自宅が所在する生徒(118人)は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。
 ※3: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

PAZ圏内の社会福祉施設の避難

- PAZ圏内の社会福祉施設(泊村の2施設100人)は、個別避難計画を策定済であり、UPZ圏外の黒松内町にある施設を避難先として確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたむつみ荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、北海道が受入先を調整。

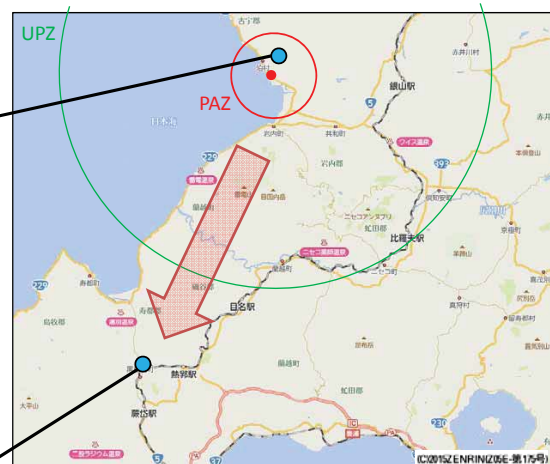
避難元施設

<放射線防護施設>			
村名	施設名	施設種別	入所定員数
泊村	むつみ荘	養護老人ホーム※1	40人
		特別養護老人ホーム	60人
			計100人

※2 ↓ 自施設内屋内退避

※3 ↓ 避難先施設

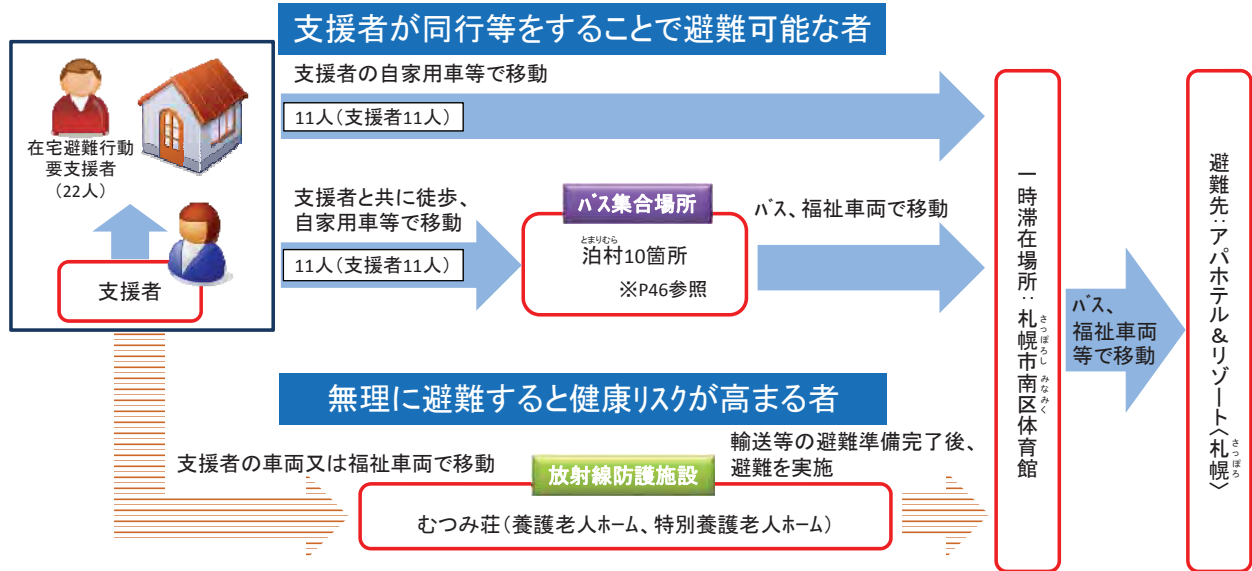
避難先施設		
町名	施設名	受入見込人数
黒松内町	黒松内つくし園	100人
計100人		



- ※1 短期入所者10人を含む
- ※2 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

泊村におけるPAZ圏内の在宅の避難行動要支援者の避難

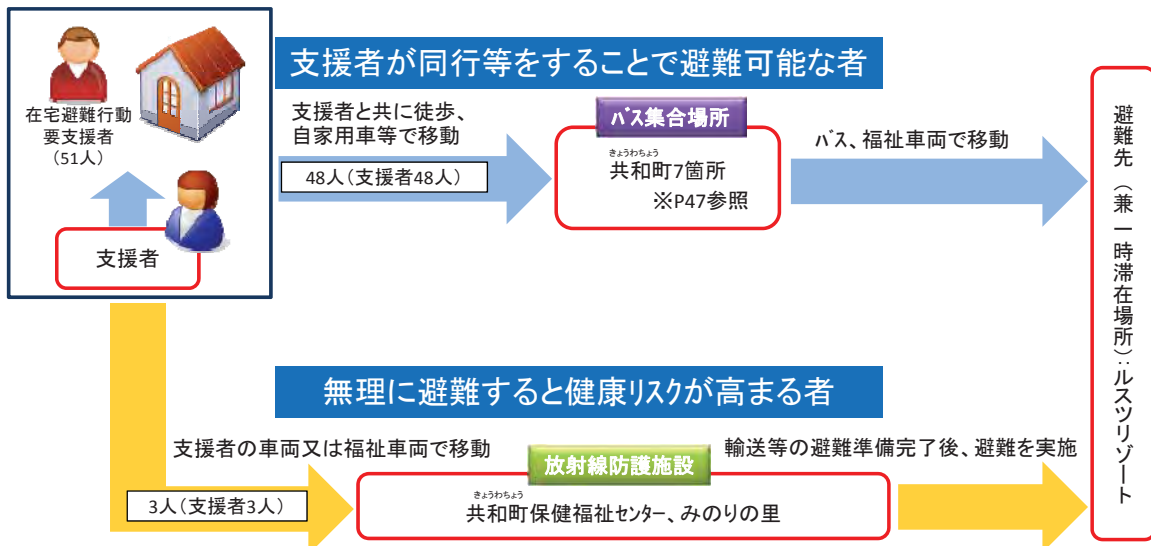
- 在宅の避難行動要支援者22人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月1日現在。

共和町におけるPAZ圏内の在宅の避難行動要支援者の避難

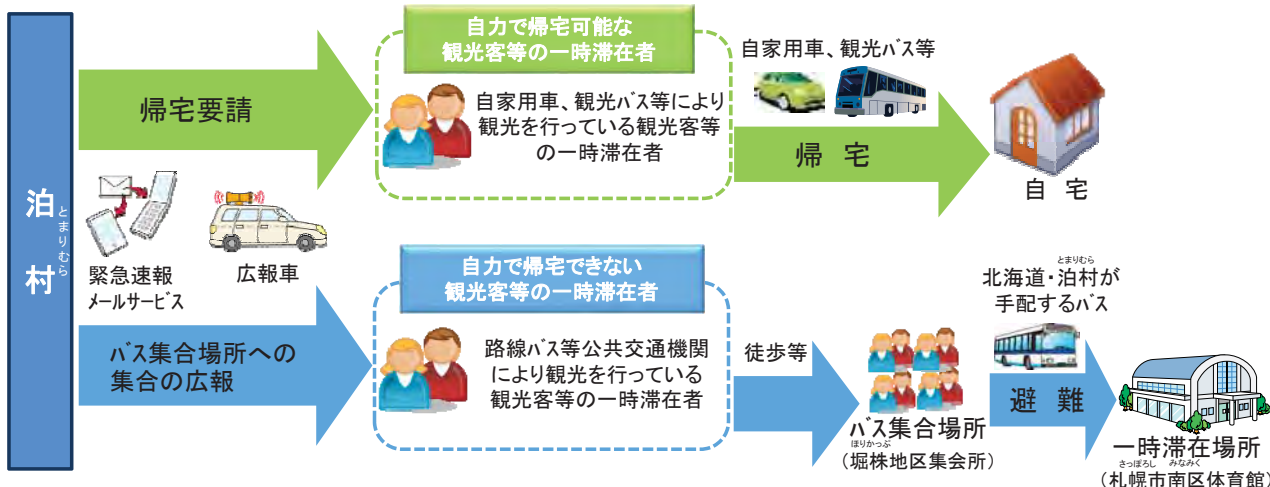
- 在宅の避難行動要支援者51人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共にバス集合場所に移動し、バス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年7月1日現在。

PAZ圏内の観光客等の一時滞在者の避難

- ▶ 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅を要請。
- ▶ 自力で帰宅できない観光客等の一時滞在者については、広報車によりバス集合場所を周知し、バス集合場所からバス避難を実施。



<PAZ圏内の観光施設の状況>

町村名	施設名	観光客数
とまりむら 泊村	ほりかづ とまりん館・堀株海水浴場	470人程度

※観光客数については、平成27年12月31日現在のPAZ圏内における入場ピーク時（7月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

PAZ圏内の民間企業の従業員の数

- ▶ PAZ圏内の民間企業は174社（約2,220人）存在。
- ▶ 各民間企業は、施設敷地緊急事態において、泊村、共和町、岩内町の要請により従業員の帰宅を実施。

<PAZ圏内の民間企業の状況>

町村名	民間企業名	従業員数
とまりむら 泊村	農林業(1社)	34人
	製造業(3社)	17人
	商業(20社)	94人
	医療福祉(3社)	28人
	サービス業等(51社)	1,313人
きょうわちよう 共和町	農林業(5社)	24人
	鉱業(1社)	2人
	製造業(2社)	19人
	商業(21社)	240人
	医療福祉(4社)	28人
	サービス業等(60社)	371人
いわないちよう 岩内町	製造業(3社)	46人
合計(174社)		2,216人

※ 総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。

※ 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約450人について、バス14台、福祉車両17台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様12台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 教職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗6台) (30人乗1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗)	5台 (1人乗) (入所者5人+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者11人+支 援者11人+安定ヨ 素剤服用不適切者 3人)	1台 (30人乗) (要支援者11人+支 援者11人+安定ヨ 素剤服用不適切者 3人)	0台	0台	安定ヨ素剤の服用が不適切な者12人のうち、バスにより避難する者は3人、自家用車で避難する者は9人。 【資料P27】
観光施設から避難する一時滞り者	47人	2台	0台	0台	バス1台当たり40人程度の乗車を想定。1日あたりの観光施設の入場見込み人数470人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P29】
合計	454人	14台	5台	12台	

※1 数字は現段階で泊村が把握している暫定値

※2 バスは、2種類の乗車人数(30名乗り及び40名乗り)により想定

31

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、泊村及び北海道電力が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		14台	5台	12台	
(B) 確保車両台数		計14台以上	計5台以上	計12台以上	
確保先	とまりむら 泊村	4台	2台	2台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】30人乗り(2台)、40人乗り(2台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
	北海道バス協会	10台以上	—	—	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台
	北海道電力	—	3台以上	10台以上	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2名乗り

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

32

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約320人について、バス10台、福祉車両3台(車椅子仕様)。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両(ストレッチャー仕様)	福祉車両(車椅子仕様)	
学校・保育所・幼稚園の児童等の避難	205人 (児童等173人+教職員等32人) (3箇所)	7台 (40人乗)	0台	0台	【資料P25】
在宅の避難行動要支援者等の避難※4	109人 (要支援者48人+支援者48人+安定3α素剤服用不適切者13人)	3台 (40人乗) (要支援者48人+支援者48人+安定3α素剤服用不適切者13人)	0台	0台	安定3α素剤の服用が不適切な者13人 【資料P28】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	6人 (要支援者3人+支援者3人)	0台	0台	3台 (1人乗) (要支援者3人+支援者3人)	放射線防護施設に輸送 【資料P28】
合計	320人	10台	0台	3台	

※1 数字は現段階で共和町が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は共和町で必要となる車両台数を合算

※3 バスは40名乗りを想定

※4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、共和町が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両(ストレッチャー仕様)	福祉車両(車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		10台	0台	3台	
(B) 確保車両台数		計10台以上	計1台以上	計3台以上	
確保先	共和町	8台	1台	5台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】30人乗り(1台)、40人乗り(7台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
	北海道バス協会	2台以上	—	—	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(4施設)へ収容。
- これら4施設では、施設入所者とPAZ圏内の在宅の避難行動要支援者等を最大407人収容可能。
- また、これら4施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。

放射線防護施設(4施設)



- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、北海道、泊村及び共和町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

<直轄国道>

国土交通省北海道開発局が
応急復旧作業を実施。

<北海道の管理道路>

北海道災害対策本部が応急
復旧作業を実施。



- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、道、高速道路会社
がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等
をもとに、応急復旧工事を実施